

認定基準の一部改正について

2019年7月9日開催の理事会において、「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」及び「幅木」の認定基準の一部改正について承認され、即日施行することといたしました。

なお、一部改正の要旨及び留意事項については、次のとおりです。

一部改正の主な要旨等

1 くさび緊結式足場の部材及び附属金具

くさび緊結式足場の部材及び附属金具の緊結部付支柱の認定は外径48.6mm、肉厚2.5mm又は2.4mmのものに限定することとした。

2 幅木

- (1) 長尺タイプの幅木を認定の対象から除外した。
- (2) 取付金具と一体構造の単独タイプの幅木のみを認定の対象とした。
- (3) 隙間の判定及び強度の判定について、最も不利となる条件において行うことを明確にした。
- (4) 幅木の水平引張試験の加力ジグの形状を明確にした。

くさび緊結式足場の部材及び附属金具の認定基準の一部改正について

1. 適用

この基準は、くさび緊結式足場（以下、本基準では「くさび式足場」という。）専用に使用する部材及び附属金具について適用する。

【解説】

この基準でいうくさび式足場は、支柱に使用する鋼管が外径48.6mm（呼称）、肉厚2.5mm（呼称）又は2.4mm（呼称）のものについて適用するものである。

2. 緊結部付支柱

(1) 材料等

現行のまま

(2) 構造等

緊結部付支柱は、支柱に凹型金具又はフランジ金具等の緊結部を、支柱の上端にほぞを有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- a 支柱の外径が48.3mm以上~~(48.6±0.25mm)~~であって、かつ、その肉厚が2.2mm以上~~(2.5±0.3mm)~~であること。
- b ほぞは外径が40.0mm以上、肉厚が2.5mm以上(2.8±0.3mm)であって、かつ、支柱に差し込むことができる部分の長さが120mm以上であること。
- c ほぞ及び支柱には、支柱を接続した場合、支柱の抜け止めのためのピン穴等を有すること。
- d 緊結部の板厚が2.9mm以上(3.2±0.3mm)であること。

以下現行のまま